

資料 5

水源林造成事業を巡る諸情勢について

- ・ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（抜粋）（平成25年12月24日閣議決定）
- ・ 平成26年度 林野庁関係補正予算の概要
- ・ 平成27年度 林野庁関係予算の概要

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（抜粋）

平成25年12月24日閣議決定

I 独立行政法人改革等の基本的な方向性

（略）

II 独立行政法人制度の見直し

1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

- ① 中期目標管理により事務・事業を行う法人
国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）
- ② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人
「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）
- ③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人
国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を确实・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

（略）

5. 研究開発型の法人への対応

(1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置

（略）

- ・ 研究開発型の法人が、研究開発等に係る方針に基づき、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であることを明示するため、「国立研究開発法人」（仮称）という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する。

(2) 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置

（略）

- こうした観点から、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする。別法の対象法人については、極力少数に限定することとする。

III 独立行政法人の組織等の見直し

（略）

2. 各独立行政法人等について講ずべき措置

各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

3. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し (略)

⑤ 公共事業執行業務

河川、道路、砂防、港湾、都市開発等の公共的土木工事、森林整備、一部の営繕工事等に係る事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。
- 内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。
- 契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的実施する。
- 法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。
- 入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。

(別紙) 各法人等について講ずべき措置

農林水産省所管

(略)

【森林総合研究所、森林保険特別会計】

- 森林保険特別会計を平成26年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管する。その際、異常災害等のリスクに備えるため、政府による債務保所を行う。森林保険の被保険者の利便性を低下させないよう対処するとともに、他の業務と経理を区分し、金融業務の特性を踏まえ、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図る。森林保険に係る積立金については、その規模の妥当性を定期的に検証し、過去の保険金支払状況等に基づき算定される保険料率について、その結果も踏まえ見直しの措置を講じる。
- 研究開発型の法人とする。ただし、中期目標期間は5年とする。
- 水源林造成事業については、受け皿法人の検討について、現中期目標期間終了時まで結論を得る。
- 水源林造成事業等は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。

IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

(略)

- この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成27年4月からの改革実施を目指す。

平成26年度 林野庁関係補正予算の概要

平成27年1月
林 野 庁

新たな経済対策 **824 億円**
(農林水産省全体) 2,781 億円)

(単位:百万円)

項 目	補 正 追 加 額		
	非公共	公 共	計
森林整備加速化・林業再生対策	54,630		54,630
木材需要拡大緊急対策	2,570		2,570
森林・林業人材育成対策	325		325
治山事業・森林整備事業		10,501	10,501
治山事業		3,095	3,095
森林整備事業		7,406	7,406
山林施設災害復旧等事業		14,356	14,356
計	57,525	24,857	82,382

(参考) 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

森林整備加速化・林業再生対策

【 5 4 , 6 3 0 百万円 】

対策のポイント

地域の創意工夫を活かし、木材の需要拡大、安定的・効率的な地域材の生産・供給体制の構築及び持続的な林業経営の確立に向けた総合的な対策を緊急に支援します。

< 背景 / 課題 >

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、この豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現することが課題となっています。
- ・今年度の住宅着工戸数は昨年度と比較し大きく減少することが見込まれており、木材需要の冷え込みが懸念される中で、木材需要の拡大、安定的・効率的な地域材の生産・供給体制の構築等について、地域の関係者の創意工夫を活かした取組を実施する必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,175万^m (平成25年度) 3,900万^m (平成32年度))

< 主な内容 >

1. 森林整備加速化・林業再生交付金 5 2 , 6 3 0 百万円
 - (1) 木造公共施設等の整備
地域材を活用しつつ、コスト削減を図るなどのモデル的な木造公共施設の整備・公共施設の内装木質化を支援します。
 - (2) 木質バイオマス利用施設等の整備
木質ボイラー、未利用間伐材等の収集・運搬機材、木質チップ・ペレットの製造施設等の整備を支援します。
 - (3) 新規用途の導入促進
C L T (直交集成板) 建築の施工性のデータ収集等を目的とした建築物の実証、製材用材の利用価値を高める技術開発など地域の特性に応じた木質部材や工法の開発・普及等に対する取組を支援します。
 - (4) 木材加工流通施設等の整備
地域材の競争力強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援します。
 - (5) 路網の整備
原木の安定的・効率的な生産・供給に不可欠な路網の整備や、それに必要となる森林情報の整備等を支援します。
 - (6) 高性能林業機械等の導入
効率的な森林の整備や低コストな作業システムの確立に必要な高性能林業機械等の導入を支援します。

(7) 未利用間伐材の利用促進

7 齢級以下の森林を対象に未利用間伐材等の利用のための伐倒・集材等を支援します。

(8) 特用林産物の競争力強化

原木しいたけの競争力強化に資する生産資材の導入、特用林産物の安全・安心の確保や消費の拡大に向けた取組を支援します。

2 . 森林整備加速化・林業再生事業

2 , 0 0 0 百万円

都道府県に設置されている森林整備加速化・林業再生基金を活用し、木質バイオマス発電施設の整備を資金融通により支援します。

補助率：定額、1 / 2
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

お問い合わせ先：	
事業全体	林野庁計画課 (0 3 - 6 7 4 4 - 2 3 0 0)
1 の (1) 及び (2) の事業	林野庁木材利用課 (0 3 - 6 7 4 4 - 2 2 9 6)
1 の (3) 及び (4) の事業	林野庁木材産業課 (0 3 - 3 5 0 2 - 8 0 6 2)
1 の (5) 及び (7) の事業	林野庁整備課 (0 3 - 6 7 4 4 - 2 3 0 3)
1 の (5) の事業	林野庁森林利用課 (0 3 - 3 5 0 1 - 3 8 4 5)
1 の (6) 及び (8) の事業	林野庁経営課 (0 3 - 3 5 0 2 - 8 0 4 8)

森林整備加速化・林業再生対策

[平成26年度補正予算 54,630百万円]

林業の成長産業化に向けた取組の着実な推進のため、地域の主体性や創意工夫に基づく取組を通じ、地域材の需要拡大と安定供給体制の構築、持続的な林業経営の確立等を図るための緊急対策を総合的に支援。

路網の整備

原木の安定的・効率的な生産・供給に不可欠な路網の整備や森林情報の整備等を支援
補助率：定額



高性能林業機械等の導入

低コスト作業システムの確立に必要な高性能林業機械等の導入を支援
補助率：定額(1/2以内)



木造公共施設等の整備

モデル的な木造公共施設の整備や公共施設の内装木質化を支援
補助率：1/2等



木質バイオマス利用施設等の整備

木質ボイラーや木質チップ、ペレットの製造施設の整備、木質バイオマス発電施設の整備等を支援
補助率：1/2、10/10、定額



未利用間伐材の利用促進

7歳級以下の森林を対象に未利用間伐材等の利用のための伐倒・集材経費等を支援
補助率：定額



特用林産物の競争力強化

原木しいたけの生産資材の導入、特用林産物の消費拡大等に向けた取組を支援
補助率：定額、1/2



木材加工流通施設等の整備

地域材の競争力強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援
補助率：1/2



新規用途の導入促進

CLT建築物の実証や地域の特性に応じた木質部材や工法の開発・普及等に対する取組を支援
補助率：定額、1/2



森林の多面的機能の発揮を図りつつ、林業の成長産業化を推進

木材需要拡大緊急対策事業

【 2 , 5 7 0 百万円 】

対策のポイント

木材需要の冷え込みの影響を克服し、林業の成長産業化を実現するため、幅広い分野における総合的な木材需要拡大策を緊急的に支援します。

< 背景 / 課題 >

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、この豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現することが課題となっています。
- ・こうした中、木材需要の約4割を建築用材が占めていますが、今年度の住宅着工戸数は昨年度と比較し大きく減少することが見込まれており、木材需要の冷え込みが懸念されています。
- ・このため、木材需要の冷え込み等の影響を克服するとともに、地域における雇用創出を通じて地方創生に寄与し、林業の成長産業化を実現させるため、幅広い分野における総合的な木材需要拡大策を緊急的に講じる必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,175万^m (平成25年度) 3,900万^m (平成32年度))

< 主な内容 >

1. 木造住宅等需要拡大支援事業

2,070百万円

住宅分野等における地域材の需要拡大を図るため、工務店・製材業者・素材生産業者等の連携による、地域材の活用に係る展示会等の開催、地域材を利用したモデル的な住宅・木材製品の設計・開発、地域材活用キャンペーンの実施、地域材を利用した住宅等の優良事例集の取りまとめ等の取組を支援します。

また、付加価値の高い木材製品の輸出を拡大するため、木製家具について海外市場調査、輸出向け製品の開発及び海外展示を支援します。

2. 新規木材需要創出事業

500百万円

木材の新規需要創出を図る観点から、スギ、ヒノキ等を原料としたセルロースナノファイバーの製造技術の実証、CLT等新たな木質部材・工法等の技術開発等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業

林野庁木材利用課・木材産業課

(03 - 6744 - 2296)

2の事業

林野庁研究指導課・木材産業課・業務課

(03 - 6744 - 2311)

木材需要拡大緊急対策事業

【平成26年度補正予算 2,570百万円】

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するため、木材需要の拡大が重要。しかしながら、木材の最大の需要先である戸建て住宅着工の減少による木材需要の冷え込みが懸念される状況。

緊急対策

木造住宅等需要拡大支援事業【2,070百万円】

関係者が連携して行う地域材利用拡大の取組への支援

地域材の主な利用先である木造住宅を中心に地域材の利用拡大を図るため、関係者が連携しつつ、展示施設の整備及び展示会の開催、モデル的な住宅設計パターンの作成、キャンペーンの実施、優良事例集の取りまとめ等の取組を支援



木製家具の輸出促進のための海外市場の開拓

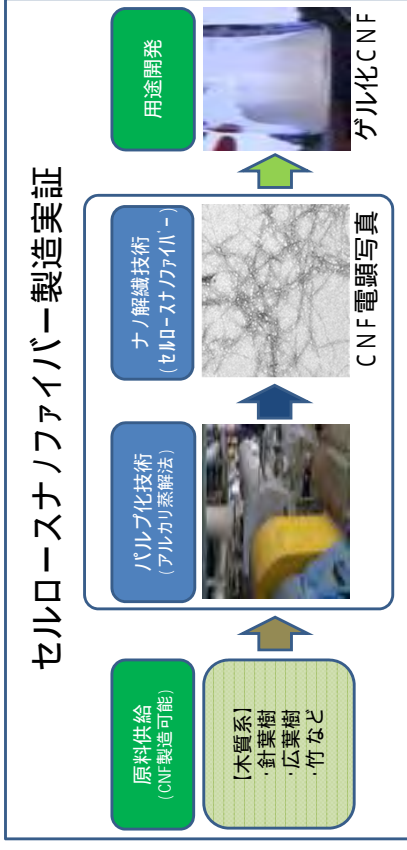
付加価値の高い木材製品の輸出を拡大するため、木製家具について海外市場調査、輸出向け製品の開発及び海外展示を支援



新規木材需要創出事業【500百万円】

新素材による需要フロンティア開拓の取組への支援

スギ、ヒノキ等を原料としたセルロースナノファイバー(CNF)の製造技術の実証やCLT等新たな木質部材・工法等の技術開発等を支援



・CLT等新たな木質部材・工法等の開発
・原材料の調達調査



非住宅の中大規模建築物等の木造化等



木材需要の拡大を通じた林業の成長産業化の実現

森林・林業人材育成対策 (「緑の雇用」現場技能者育成対策事業)

【 3 2 5 百万円 】

対策のポイント

林業就業者の早期確保・育成を図るため、「緑の雇用」事業の一環として、トライアル雇用、新規就業者に対する基礎的研修等を支援します。

< 背景 / 課題 >

- ・ 経済の成長力を底上げし、経済の好循環を確かなものとしていくためには、地方の豊かな森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現に向けた現場技能者の確保・育成が重要です。
- ・ 林業は、高所・急傾斜地における高度な作業技術を要するため、林業労働に対する適性を見極めることや、年度途中採用者に技術等を早期に習得させ、安心して定着できる環境の整備を、一層推進していく必要があります。

政策目標

現場管理責任者等を5,000人育成（平成32年度）

< 主な内容 >

林業労働への適性を見極めや林業の作業実態等の理解を通じて林業事業者と就業希望者双方の不安を解消するためのトライアル雇用及び新規就業者が基本的な技術等を習得するための研修等を支援します。

- ・ 研修生 1 人当たり 9 万円/月等を助成

補助率：定額
事業実施主体：全国森林組合連合会

[お問い合わせ先：林野庁経営課 (0 3 - 3 5 0 2 - 8 0 4 8)]

治山事業・森林整備事業（公共）

【 10,501百万円 】

対策のポイント

国土保全等の森林の公益的機能を発揮させ、豪雨等に備えた防災・減災対策を推進するとともに、林業の成長産業化や地球温暖化防止に資する間伐、路網整備等を推進します。

< 背景 / 課題 >

- ・集中豪雨・火山噴火等による激甚な山地災害等が各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るための治山対策等を推進する必要があります。
- ・我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐、路網の整備等を推進する必要があります。

政策目標

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加
(5.5万集落(平成25年度) 5.8万集落(平成30年度))
森林吸収量3.5%(平成2年度比)の確保に向けた間伐の実施
(平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均:52万ヘクタール)

< 主な内容 >

1. 治山事業

3,095百万円

集中豪雨や台風、火山噴火等により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、早急に復旧整備を実施します。

復旧治山事業 2,471百万円
民有林直轄治山事業 401百万円
国費率:10/10、2/3、1/2等
事業実施主体:国、都道府県

2. 森林整備事業

7,406百万円

(1) 国土保全等の公益的機能の発揮により、災害に強い森林づくりに資するよう、**奥地水源林等で間伐等の森林整備を推進**します。

水源林造成事業 1,250百万円
国有林森林整備事業 3,036百万円
国費率:10/10
事業実施主体:国、(独)森林総合研究所

(2) 国産材の安定供給体制の構築に資するとともに、森林吸収量を確保するための**間伐、路網整備等を推進**します。搬出間伐を進めるため、搬出材積の要件(10m³/ha以上)を見直します。

森林環境保全直接支援事業 1,855百万円
国有林森林整備事業 1,265百万円
国費率:10/10、3/10
事業実施主体:国、都道府県、市町村、森林所有者等

お問い合わせ先:

1の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308)
2の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)

治山事業・森林整備事業

平成26年度補正予算 治山事業 31億円
 森林整備事業 74億円

集中豪雨等により各地で山地災害が発生しており、荒廃山地の復旧整備等を早急に進めるとともに、森林の公益的機能の発揮により災害に強い森林づくりに資するよう、奥地水源林等で間伐等の森林整備を実施。また、我が国の森林資源を活かした林業の成長産業化の実現に向けた課題である木材の安定供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策として森林吸収量3.5%の確保に向けて、間伐や路網整備等を推進。

『治山事業』 山腹崩壊等に伴う再度災害を防止するため、近年の集中豪雨や火山噴火等により発生した荒廃山地の復旧整備等を実施。

『森林整備事業』 災害に強い森林づくりに資するよう奥地水源林等の森林整備を実施するとともに、林業の成長産業化に資するための間伐や路網整備を実施（搬出材積10m³/ha以上の要件を見直し）。

治山事業

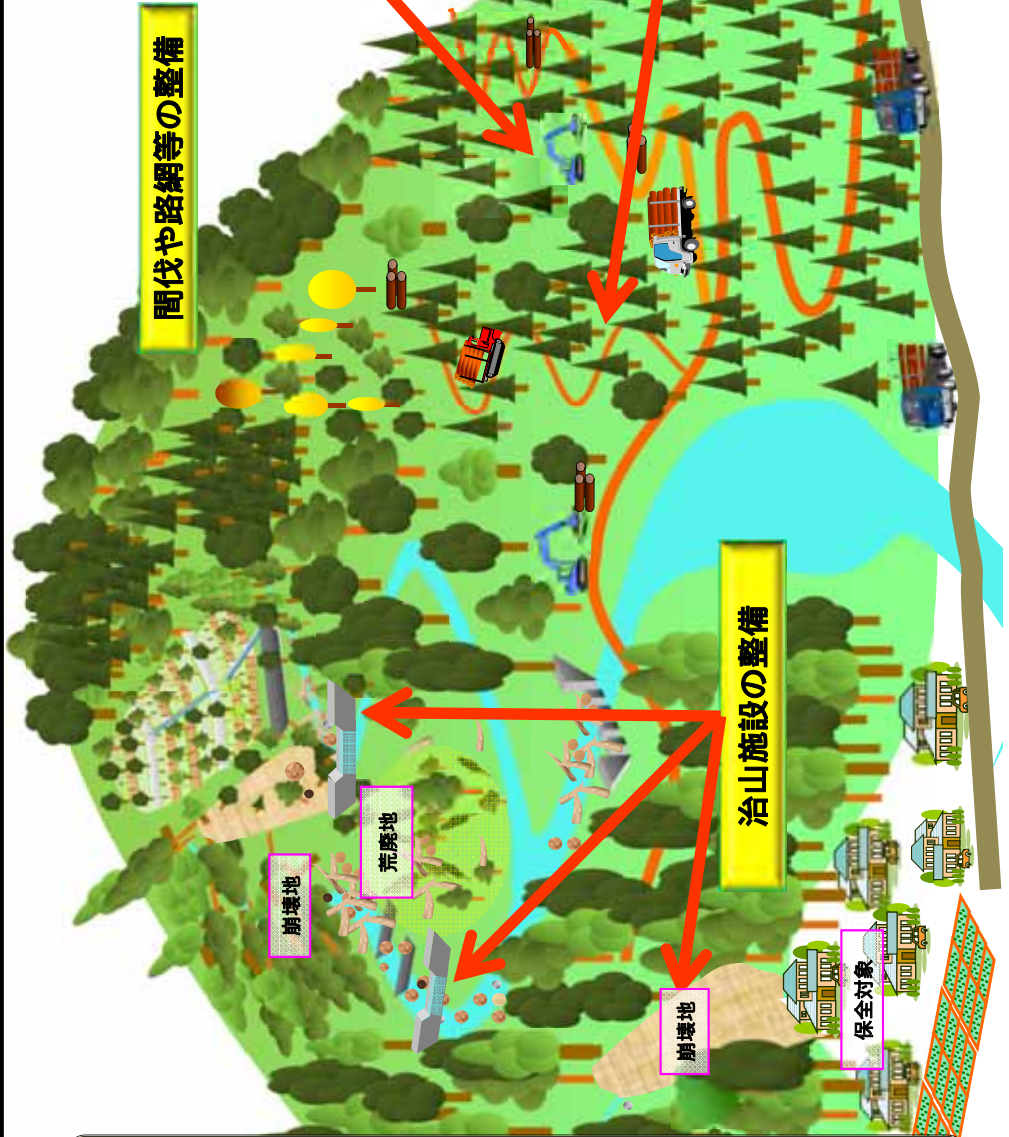
集中豪雨等に起因する土砂・流木の流出や崩壊、火山地域における土石流などの災害を防止するための治山対策を実施し、安全・安心を確保。



山地災害の発生状況



治山対策による復旧対策のイメージ



森林整備事業

間伐等の森林整備により、我が国の森林資源を活かした林業の成長産業化を実現するとともに、森林の公益的機能を発揮。

間伐



路網整備



平成27年度 林野庁関係予算の概要

1. 総括表

平成27年1月

区 分	平成26年度 当初予算額	平成27年度 概算決定額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公共事業費	191,267	191,830	100.3
一般公共事業費	181,293	181,856	100.3
治山事業費	61,570	61,570	100.0
森林整備事業費	119,723	120,286	100.5
災害復旧等事業費	9,974	9,974	100.0
非公共事業費	100,328	98,533	98.2
総 計	291,595	290,363	99.6

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び山村活性化支援交付金に、林野関係事業を措置している。

2 復旧・復興対策は、下記2に整理。

3 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

2. 東日本大震災からの復旧・復興対策(東日本大震災復興特別会計計上)

区 分	平成26年度 当初予算額	平成27年度 概算決定額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公共事業費	57,663	43,402	75.3
非公共事業費	10,723	6,874	64.1
合 計	68,386	50,276	73.5

森林整備事業・治山事業（公共）

【181,856（181,293）百万円】

（平成26年度補正予算 10,501百万円）

対策のポイント

- ・施業の集約化を図り、間伐、路網整備等を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や低コスト造林を推進します。
- ・山地災害等の防止・軽減に向けた総合的な治山対策による「緑の国土強靱化」を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐、路網の整備等を推進する必要があります。
- ・集中豪雨・地震等による激甚な山地災害やシカ、病虫害等による森林被害が各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るための治山対策等を推進する必要があります。

政策目標

- 森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度））

<主な内容>

1. 森林整備事業

120,286（119,723）百万円

（平成26年度補正予算 7,406百万円）

- (1) 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。搬出間伐を進めるため、搬出材積の要件（10m³/ha以上）を見直します。

森林環境保全直接支援事業	23,600	(23,291)	百万円
林業専用道整備対策	10,731	(11,086)	百万円
	国費率：10/10、1/2、3/10等		
	事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等		

- (2) 奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において公的主体による間伐等の森林整備を推進するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業	2,726	(2,726)	百万円
水源林造成事業	24,870	(24,870)	百万円
	国費率：10/10、3/10等		
	事業実施主体：国、都道府県、市町村、(独)森林総合研究所等		

2. 治山事業

61,570(61,570)百万円
(平成26年度補正予算 3,095百万円)

- (1) 集中豪雨・地震等に起因する激甚な山地災害の発生リスクの増大を踏まえ、荒廃山地の復旧整備と溪畔林の整備等を一体的に実施する**流木災害防止対策など、山地防災力の強化に向けた取組を推進**します。

山地治山総合対策事業、山地治山事業 31,261(30,114)百万円
水源地域等保安林整備事業 8,630(8,655)百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (2) 火山噴出物の堆積地域における局地的豪雨による大規模荒廃地の復旧に新規着手するなど、**民有林直轄治山事業による集中的な復旧整備を実施**します。

民有林直轄治山事業 11,403(11,352)百万円
国費率：2/3
事業実施主体：国

- (3) 南海トラフ地震等により発生が想定される津波に対する多重防御の一つとして「**粘り強い海岸防災林**」の整備を推進します。また、**病害虫による機能低下を防止するための海岸防災林の保全を推進**します。

防災林造成事業 2,772(2,580)百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

お問い合わせ先：
1の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)
2の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308)

平成27年度の林野公共事業

現状と課題

森林吸収源の確保

- 森林吸収収量3.5%（90年度比）を目指す。
 - COP19で2020年度における3.8%（05年度比）削減目標を表明。森林吸収源については、2.8%以上を担う必要。
- 〔年平均52万haの間伐等の森林吸収源対策の着実な推進が必要〕

森林資源の循環利用の推進

- 人工林資源が本格的に利用期を迎える。
- 資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立。〔施業の集約化、路網整備による生産基盤の強化が必要〕

国土強靱化への対応

- 集中豪雨や地震等による激甚な災害が各地で発生。
 - 南海トラフ巨大地震や集中豪雨等による大規模災害に備えた国土強靱化が課題。
- 〔崩壊地等の復旧整備に加え、事前防災・減災の観点からの対策の強化が急務〕

震災復興対策

- 東日本大震災による被害。〔海岸防災林の復旧・再生、放射能汚染への対応が必要〕

平成27年度予算概算決定の内容

豊富な森林資源を循環利用するとともに地球温暖化を防止するための間伐等の森林施業や路網の整備等の着実な実施等により林業の成長産業化を実現。気候変動への適応策の一環として災害に強い森林づくりを進めることで「緑の国土強靱化」を実現。

森林整備事業

～地球温暖化防止など多面的機能発揮に向けた森林整備の推進～

- 森林の多面的機能の発揮を図りつつ資源の循環利用を通じて林業を成長産業として確立していくため、施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐等の森林整備を推進。
- ・ 森林経営計画の区域計画の導入（平成26年度～）により施業の集約化を推進。
- ・ 直接支援事業について、搬出間伐の推進に向けて、搬出材積10m³/ha以上の要件を見直し。
- ・ 奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林において公的主体による森林整備を推進。

治山事業

～山地災害等の防止・軽減に向けた総合的な治山対策の推進～

- 集中豪雨・地震等による山地災害等の防止・軽減のため、荒廃山地や荒廃危険山地の復旧整備、海岸防災林の整備等を推進。
- ・ 山地災害発生リスクの増大を踏まえた流木災害防止対策の強化。
- ・ 局地的豪雨等により発生した大規模荒廃地の民有林直轄治山事業による集中的な復旧整備の実施。
- ・ 津波に対する多重防御の一つとして「粘り強い海岸防災林」の整備を推進。

農山漁村地域整備交付金事業

- 機能が低下した森林の回復を進め森林吸収源の確保を図るため健全で多様な森林づくりを推進するとともに、南海トラフ巨大地震等切迫する自然災害の発生リスクを踏まえた効果的な予防治山対策を推進。
- ・ 治山・林道施設に係る点検・診断・更新等のメンテナンスサイクルの構築を推進。
- ・ 花粉症対策苗木に対する需要を喚起するための花粉発生源対策促進事業を実施。

復旧・復興事業（森林整備・治山）

- ・ 海岸防災林の復旧・再生を推進するとともに、放射性物質の影響により整備が進みがたい人工林等において、公的主体による間伐等を引き続き推進。

成果

地球温暖化
防止への貢献

林業の成長
産業化の実現

緑の国土強靱化
の実現

震災からの
復興再生

森林・林業再生基盤づくり交付金

【2,700(2,200)百万円】

対策のポイント

森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械の導入や木造公共建築物の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、この資源を整備・保全しながら活用することにより、森林・林業の持続的な発展と公益的機能の発揮を図ることが重要です。
- ・このため、森林資源を活かした成長分野の創造に向け、木材利用の拡大・促進、森林から消費者までをつなぐ需要に応じた木材流通体制の構築、木材を安定供給できる効率的な森林の整備・保全といった取組を進め、林業の成長産業化を実現していくことが必要です。

政策目標

素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合の向上
(約5割(平成23年度) 約7割(平成31年度))
木質バイオマス利用量
(121万 m^3 (平成25年度) 600万 m^3 (平成32年度))

<主な内容>

1. 木材利用の拡大

木造公共建築物や木質バイオマスの供給・利用を促進する施設など木材利用の拡大に資する施設の整備を支援します。

<各省との連携>

文部科学省 ・地域材を活用して木造の学校施設を整備する場合等に、補助単価のかさ上げを実施

2. 木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築

価格・量・品質面において安定的・効率的な供給ができるサプライチェーンを構築するため、民有林と国有林の連携を盛り込むなどした広域流通型の構想や、山元と地域に根付いた加工工場等の連携による地域循環型の構想の実現に必要な木材加工流通施設の整備を支援します。

平成27年度は、地域材を活用したCLT等の新たな製品の安定供給に必要な木材加工流通施設の整備を支援します。

3. 林業の効率的かつ安定的な経営基盤の確立

円滑な森林整備・林業生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入等を支援します。また、山村地域の経済振興に重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備等を支援します。

4. 森林保全の推進等

森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、森林環境教育や林業体験学習の場の整備、森林病虫害や野生鳥獣による森林被害及び林野火災の防止等による森林資源の保護、山地災害に対する地域の防災体制の強化等を支援します。

(交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2、1/3等))
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

[お問い合わせ先：林野庁経営課 (03-3502-8055)]

森林・林業再生基盤づくり交付金

[平成27年度予算概算決定額 2,700(2,200)百万円]

林業の効率的かつ安定的な 経営基盤の確立

高性能林業機械等の導入
特用林産物の生産基盤の整備
林業担い手等の育成・確保、林業労働安全衛生の推進



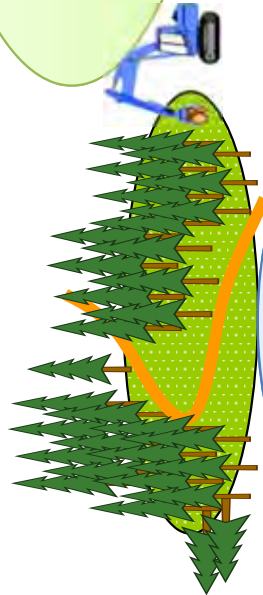
ハーベスタ



林業担い手の安全指導



特用林産物の生産基盤の整備
(はたき場の造成)



森林保全の推進等

森林病害虫や野生鳥獣による被害
防止、森林資源の保護
山地災害に対する地域の防災体制
の強化
森林環境教育、体験学習の場の
整備



防護柵の設置



小中学校と連携した防災講座



森林学習歩道

林業の成長産業化の実現



木材製品の安定的・効率的な 供給体制の構築

安定取引構想等の実現に必要な木材加工流通
施設の整備
地域材を活用したCLT等の新たな製品の安定供給
に必要な木材加工流通施設の整備



CLT

CLT加工施設

木材利用の拡大

木造公共建築物等の整備
木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備



木造公共建築物



内装木質化



木質バイオマスボイラー



CLT建築物



ストックヤード



木材処理加工施設

ハード事業、ソフト事業 ハード事業は、市町村広域連携支援でも取組可能

新たな木材需要創出総合プロジェクト [新規]

【 1 , 6 8 9 (-) 百万円 】

対策のポイント

新たな地域材需要の創出のための製品・技術の開発・普及促進や、建築物・木材製品・木質バイオマス等の各分野での木材利用を幅広く拡大するとともに、これらの需要に応えうる地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等を図ります。

< 背景 / 課題 >

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、「森林・林業基本計画」に基づいて国産材の利用拡大を図るためには、鉄筋コンクリート造・鉄骨造が主流となっている中高層建築物等における木質の新たな製品・技術の開発や一般的な建築材料としての普及を国土交通省と連携して進めることが必要です。
- ・また、同時に、公共建築物や住宅等での地域材の利用や、木質バイオマスの拡大等、各分野での取組を効果的に進めることが必要です。
- ・一方で、これまでの地域材の供給体制では、一定の出荷量が確保できず、大型製材工場等の需要に対応できない状況にあることから、これを転換し、需要に応じた品質、数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築が求められています。
- ・また、国際的な木材取引においては森林認証材が標準となりつつあり、将来の輸出も念頭に森林認証材の普及を図ることも重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,175万^m (平成25年度) 3,900万^m (平成32年度))

木質バイオマス利用量の増加

(121万^m (平成25年度) 600万^m (平成32年度))

< 主な内容 >

1. C L T (直交集成板) 等新たな製品・技術の開発・普及

4 8 6 (-) 百万円

(1) C L T に関する建築基準の整備等の促進

C L T の建築基準の整備等に必要強度データ、長期挙動データ、接合部データの収集、C L T の利用拡大に向けた C L T 施工マニュアル等の整備の取組を行います。

(2) 中高層建築物等に係る技術開発等の促進

中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材の開発、長伐期化に伴って大径化したスギ等の利用拡大に向けた住宅分野等における新たな製品・技術の開発の取組を行います。また、C L T 建築等新たな製品・技術を活用した建築物の実証、C L T 等の新たな製品に対応した加工機械の開発・普及の取組を支援します。

(3) 木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成等の促進

中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わる設計者等の担い手を育成する取組を支援します。また、木造建築物等の健康面への効果や省エネ性能の定量化に向けた調査等の取組を行います。

< 各省との連携 >

国土交通省 ・ C L T を用いた建築物の一般的な設計法を確立するための研究開発を実施

2. 地域材利用促進

9 6 0 (-) 百万円

(1) 公共建築物等の木造化等の促進

公共建築物等の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等を行います。

< 各省との連携 >

文部科学省 ・ 地域材を活用して木造の学校施設を整備する場合等に、補助単価のかさ上げを実施

- (2) 新規分野における木材利用の促進
 工作物・土木分野等における全国的な実証、働きかけ、ワークショップ等を通じた木材利用推進の取組を支援します。
- (3) 木づかい協力業者による木材利用の促進
 工務店等と川中及び川上の関係者で構成する「木づかい協力業者グループ」が実施する地域材の利用拡大に向けたモデル的な取組を支援します。
- (4) 木づかい・森林づくり活動の全国的な展開
 木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発、木育等の取組を支援します。
- (5) 木質バイオマスの利用拡大
 地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマス(竹を含む。)のエネルギー利用及びセルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向け、サポート体制の構築及び技術開発等を支援します。
- (6) 海外での地域材利用
 海外での地域材の利用技術の普及・向上のため、モデル建築における日本産木材の利用・展示等を行う取組を支援します。
- (7) 合法木材の普及促進
 合法木材を普及促進するため、合法木材の国内外での調査や普及などの取組を支援します。

3. 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

安定供給体制構築への支援 215 (-) 百万円
 広域的な原木の安定供給に向けた、民有林と国有林が広域に連携した協議会の開催及びストックヤードの整備等による構想の実現に向けた取組を支援するとともに、CLT等に利用するラミナ等の安定供給に向けた中小製材工場の連携等を盛り込んだ地域循環型の構想の実現に向けた取組を支援します。

(関連対策) (森林・林業再生基盤づくり交付金にて実施)
 構想に基づく施設整備への支援 2,700 (2,200) 百万円の内数
 CLTの製造施設やストックヤード等の木材加工流通施設の整備を支援します。

4. 森林認証・認証材普及促進対策 27 (-) 百万円

- (1) 森林認証材の供給体制の構築
 森林認証 (FM認証・CoC認証) の取得を促進するため、都道府県単位で森林所有者と素材生産から製品の加工・流通にいたるまでの関係者による協議会等を設置し、認証取得に向けた合意形成や、認証取得に必要な事前の現地調査、認証材の分別管理マニュアルの作成等を支援します。
- (2) 森林認証・認証材の普及促進
 各地域に設置される協議会間の連絡調整や取組状況のとりまとめ等を行うとともに、国内において森林認証・認証材を普及させるために必要な情報を各協議会に提供します。また、各地域での取組結果等をもとに普及資料の作成を行います。

(補助率：定額、1 / 2)
 1 及び 4 の一部は委託
 事業実施主体：国、民間団体)

(お問い合わせ先 :
 1、3 及び 4 (1) の事業 林野庁木材産業課 (03 - 3502 - 8062)
 2 の事業 林野庁木材利用課 (03 - 6744 - 2296)
 4 (2) の事業 林野庁計画課 (03 - 6744 - 2300))

新たな木材需要創出総合プロジェクト[新規]

【平成27年度予算概算決定額 1,689(-)百万円】

背景

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、幅広い分野で、新たな木材の需要拡大に積極的に取り組む必要。

実施内容

林業の成長産業化を実現するため、新たな製品・技術の開発・普及や、建築物・木材製品・木質バイオマス等の各分野での木材利用を幅広く拡大することで、新たな木材の需要を創出するとともに、これらへの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等に対して総合的に支援。

CLT(直交集成板)等新たな製品・技術の開発・普及 【486(-)百万円】



・CLTの建築基準整備に必要な強度データ収集等



・CLTを用いた建築物の実証



・木質耐火部材の開発



・住宅分野等における新たな製品・技術の開発



・設計士等の人材育成
・木造建築物等の健康面への効果や省エネ性能等調査

地域材利用促進 【960(-)百万円】



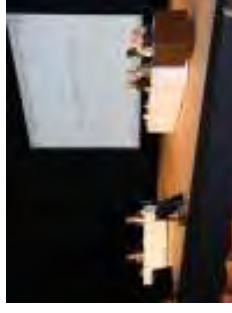
・公共建築物等の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等



・工作物、土木等新規分野での木材利用の実証・普及



・工務店等による地域材のモデル的な利用の促進



・木づかい、森林づくり活動の全国的な展開

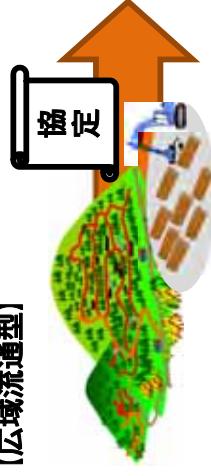


・木質バイオマスのエネルギー及びマテリアル利用に向け、相談窓口の設置、技術開発等



・輸出の促進、合法木材の普及に向けた調査・普及等

【広域流通型】



協定

・民有林と国有林の連携した協議会の設置や広域原木流通構想に基づく取組への支援

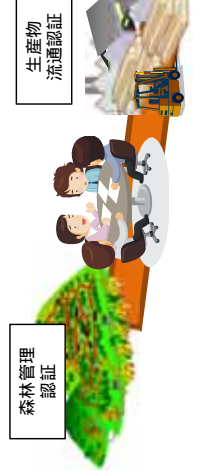
【地域循環型】



・CLT等のラミナ等供給に向けた中小製材工場の連携や山元と地域の加工工場等が連携した体制構築への支援

地域材の安定供給体制の構築 【215(-)百万円】

森林認証・認証材の普及促進 【27(-)百万円】



森林管理
認証

生産物
流通認証

・国内の森林認証・認証材の普及のため、認証取得に向けた関係者の合意形成への支援等

大型木造建築物等への
地域材の利用等

森林・山村多面的機能発揮対策

【2,500(3,000)百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組への支援を充実・強化します。

<背景/課題>

- ・森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により地域住民と森林との関係が希薄化し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。
- ・このため、地域住民等による共同活動への支援策を充実・強化することが必要です。

政策目標

全国800地域で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組を推進(平成26年度～28年度)

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 2,485(2,985)百万円
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組を支援します。
また、活動組織に対する安全講習の開催など地域協議会の機能強化を支援します。

地域環境保全タイプ

集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、森林内に侵入したモウソウチク等の竹林の伐採・除去や利用に向けた取組

森林資源利用タイプ

広葉樹等の森林資源をしいたけ原木等に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等

教育・研修活動タイプ

森林を利用した環境教育や研修活動

森林機能強化タイプ

事業の円滑な実施に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良等

機材及び資材の整備

上記、及びの活動の実施に必要な機材及び資材の整備

補助率：定額
事業実施主体：地域協議会

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 15(15)百万円
1による活動の成果について評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織等を集めてそれらの活動内容の報告・意見交換会を開催します。

委託費
委託先：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 (03-3502-0048)]

森林・山村多面的機能発揮対策

〔平成27年度予算概算決定額 2,500(3,000)百万円〕

背景 森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、地域住民と森林との関わりが希薄化し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業 地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の活用、森林環境教育・研修活動など、以下の取組を支援。
 ・補助率：定額 ・1活動組織当たりの交付上限額：500万円

〔事業の内容〕

地域協議会：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

交付金の管理、活動組織の持続的な体制を支援

国

森林のマッチング

安全研修等の実施

資機材貸与

〔交付金〕

森林整備実施の合意がとれた森林を活動組織に紹介

活動組織が必要とする安全研修等を実施

活動組織が必要とする資機材の貸し出しを実施

活動組織：地域住民、森林所有者、自伐林家等で構成

支援対象となる活動組織の活動内容例

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動
(16万円/ha)

森林資源利用タイプ



しいたけ原木などとして利用するための伐採活動
(16万円/ha)

教育・研修活動タイプ



森林環境教育の実践
(5万円/回：年度内の上限12回)

森林機能強化タイプ



路網の補修・機能強化等
(1千円/m)

機材及び資材の整備・教育・研修活動タイプを除く上記活動の実施に必要な機材及び資材の整備(1/2以内)

評価検証事業受託者：民間団体

上記の活動の評価・検証等

活動の成果の評価・検証

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

施業集約化の加速化

【241(243)百万円】

対策のポイント

施業集約化に向けた森林境界の明確化を促進するとともに、新たな技術を活用し、効率的に施業提案等を行うための仕組みづくりを推進します。

<背景/課題>

- ・国産材の安定供給体制を構築していくためには、意欲ある担い手に施業を集約化し、効率的な森林施業を進めることが必要です。
- ・また、森林所有者の多くが高齢化し、不在村化する場合も見られる中、施業集約化を図るためには、早急に森林境界の明確化を進めるとともに、現地調査や立会いなどが不要となる仕組みを構築するなど省力化を図っていくことが必要です。

政策目標

民有林における森林経営計画作成率
(17%(平成24年度) 80%(平成32年度))

<主な内容>

1. 森林整備地域活動支援交付金等 234(243)百万円

森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な森林情報の収集や合意形成活動、既存路網の簡易な改良に対して支援します。

また、施業集約化に向け、森林境界の明確化等の活動を支援するとともに、民有林と隣接する国有林においても取組を進めます。

森林整備地域活動支援交付金	150(150)百万円
民国連携境界明確化対策	84(93)百万円
補助率：定額(1/2相当)	
事業実施主体：国、民間団体、市町村等が構成する協議会	

2. 施業集約化促進のための森林情報整備実証事業[新規] 7(-)百万円

3次元地図や過去の空中写真などの森林情報を活用した施業提案や森林境界の確認等をモデル的に実証します。

委託費
委託先：民間団体

<各省との連携>

国土交通省 ・ 森林所有者や森林境界情報の共有・活用、地籍整備の推進

お問い合わせ先：	
1の事業	林野庁森林利用課(03-3501-3845)
1の事業	林野庁業務課(03-6744-2329)
2の事業	林野庁森林利用課(03-3501-3845)

施業集約化の加速化

[平成27年度予算概算決定額 241(243)百万円]

林業の成長産業化に向け、国産材の安定供給体制を構築するためには、意欲ある担い手に施業を集約化し、効率的な森林施業を進めることが必要。

施業集約化の促進に向け、森林所有者・森林境界の明確化等への支援に加え、3次元地図等を活用し効率的に施業提案や森林境界の確認を進める手法を実証。

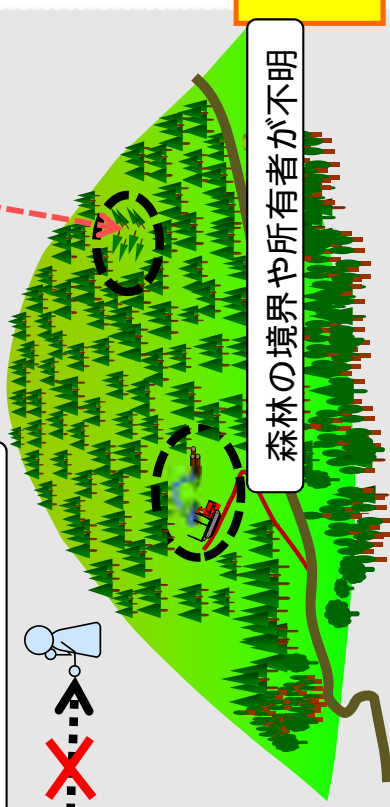
施業集約化前

(背景/課題)

小規模・分散で生産性が低く、施業が困難で行われない森林も

所有者の意向が確認できない

間伐材が搬出できない



森林の境界や所有者が不明

更に、森林所有者の高齢化や不在村化が進行

- ・効率的な森林施業を進めるためには、森林境界の明確化が必要
- ・現地調査や立会を不要にするなど省力化が必要
- ・不在村森林所有者と現場をつなぐ仕組みが必要

施業集約化後

(事業の内容)

森林境界の明確化の活動を支援

施業集約化の働きかけや森林情報の収集等を支援



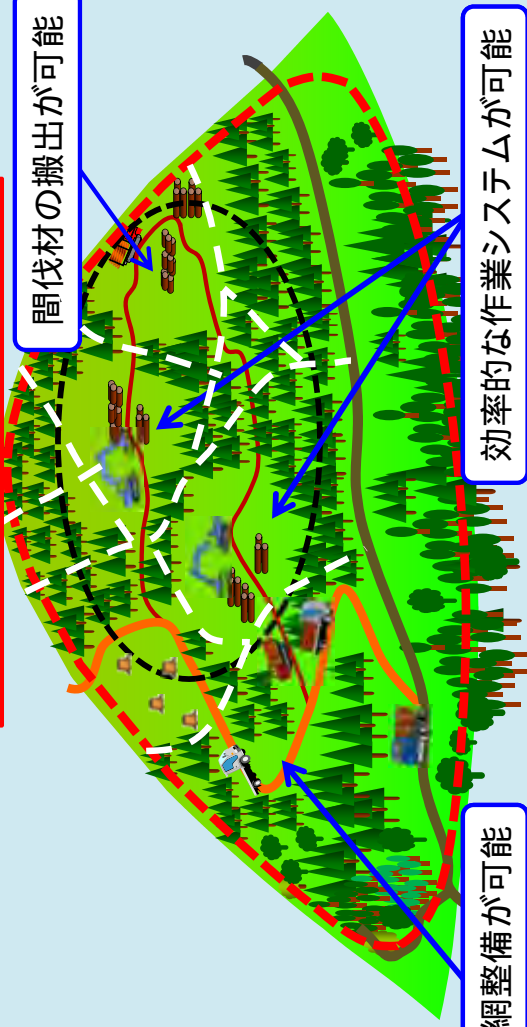
3次元地図などの森林情報を活用した施業提案や境界確認



森林所有者・森林境界の明確化や不在村森林所有者への働きかけ

森林施業の集約化を促進

間伐材の搬出が可能



効率的な路網整備が可能

効率的な作業システムが可能

森林・林業人材育成対策

【6,176(6,627)百万円】
(平成26年度補正予算 325百万円)

対策のポイント

- ・「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成等を支援します。
- ・森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

<背景/課題>

- ・林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成が必要です。
- ・これからの森林・林業に必要な人材として、間伐等の森林整備を安全かつ効率的に行える現場技能者を確保・育成するとともに、地域における森林づくりのマスタープランの作成・実行を指導できる技術者や施業集約化・森林経営計画作成を着実に実践できる能力を有する技術者の育成が重要です。
- ・特に、現場技能者の確保・育成については、新規就業者の適性を伸ばす多様な育成スタイルに対応するとともに、これらの者が安心して定着できる安全な就業環境を整える必要があります。

政策目標

現場管理責任者等を5,000人育成(平成32年度)
素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合
(約5割(平成23年度) 約7割(平成31年度))
森林総合監理士を2,000~3,000人育成(平成32年度)
森林施業プランナーを2,100人認定(平成27年度)
民有林における森林経営計画の作成率を80%に向上(平成32年度)
林業労働災害死傷者数を15%以上減少(平成31年度(対平成26年度比))

<主な内容>

1. 「緑の新規就業」総合支援事業 6,002(6,419)百万円
(1) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 5,683(6,055)百万円
(平成26年度補正予算 325百万円)

(ア) 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ

就業体験やガイダンス、トライアル雇用による新規就業者の確保、3年間のOJT研修等による新規就業者の育成、現場管理責任者等へのキャリアアップ、就業環境整備等に必要な経費を支援します。

の3年間研修の受講可能期間は最大5年、研修生1人当たり9万円/月等を助成

(イ) 林業機械・作業システム高度化技能者育成

木材の生産性の向上を図るため、急傾斜地等における高度な索張り技術等を備えた技能者の育成等を実施します。

(ウ) 林業労働安全推進対策[新規]

林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、林業事業体の指導等を担える労働安全の専門家を新たに養成することを支援します。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体

- (2) 緑の青年就業準備給付金事業 319 (364) 百万円
林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識の習得等を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
就業希望者1人当たり150万円/年を最大2年間給付

補助率：定額
事業実施主体：都道府県等

- 2 . 森林づくり主導人材育成対策 174 (208) 百万円
(1) 森林総合監理士等育成対策事業 100 (118) 百万円
森林総合監理士の候補となる若手技術者の育成を図るため、研修の実施及びカリキュラムの改善を行うとともに、研修への参加等を支援します。また、技術者の育成に向けて調査・検証し、体系的な人材育成の在り方を検討します。

委託費、補助率：1 / 2
委託先：民間団体
事業実施主体：都道府県等

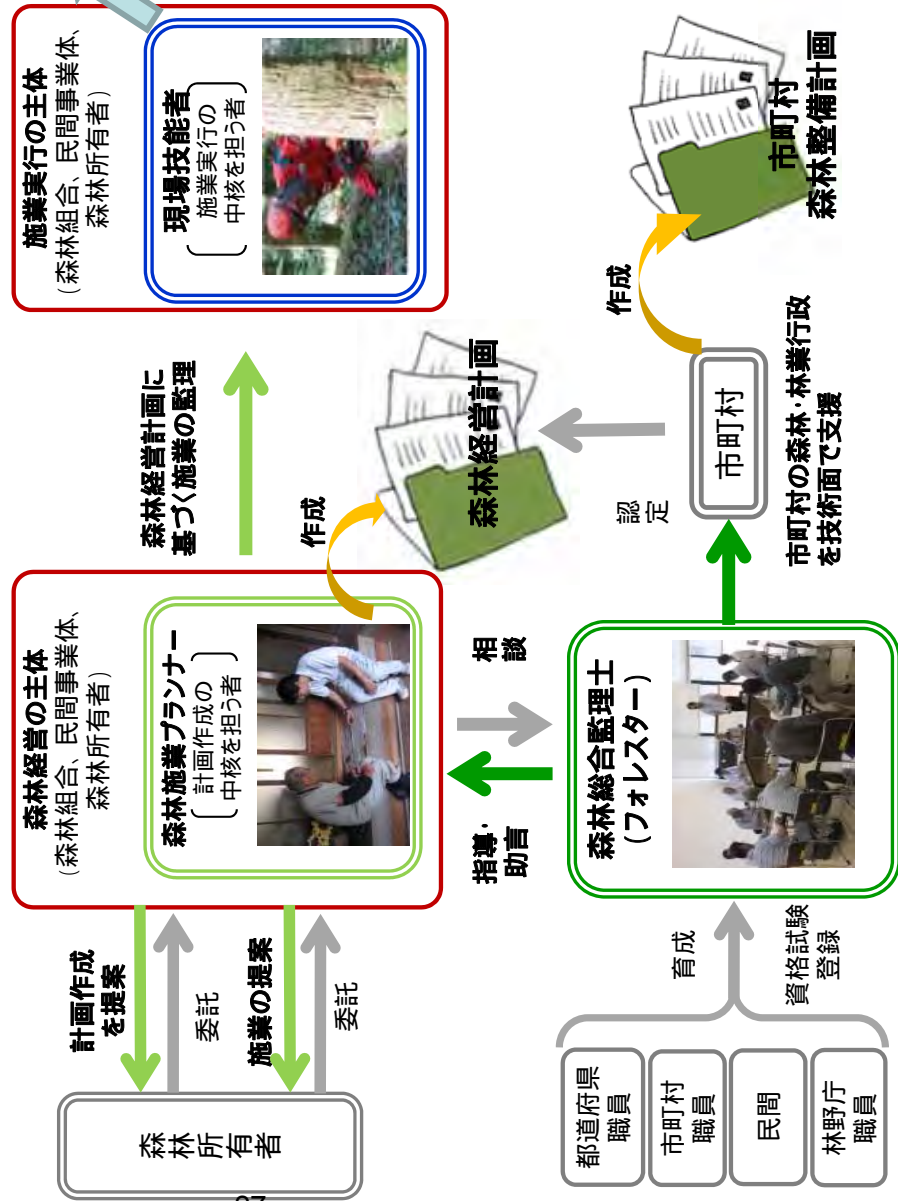
- (2) 森林施業プランナー実践力向上対策事業 74 (91) 百万円
施業集約化・森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナーの実践力を向上させるための研修、林業事業体の実践体制の評価、森林施業プランナーの認定制度の普及等を支援します。

補助率：定額、1 / 2
事業実施主体：民間団体

- お問い合わせ先：
1 (1) (ア) (ウ) 1 (2) 及び 2 (2) の事業
林野庁経営課 (03 - 3502 - 8048)
1 (1) (イ) 及び 2 (1) の事業
林野庁研究指導課 (03 - 3502 - 5721)

「緑の雇用」事業を推進し、新規就業者を確保するとともに、現場技能者として段階的・体系的に育成。また、施業集約化と森林経営計画作成の中核を担う「森林施業プランナー」、地域全体の森林づくり・林業活性化の構想策定・実行を技術面で支援する「森林総合監理士(フォレストスター)」等を育成。

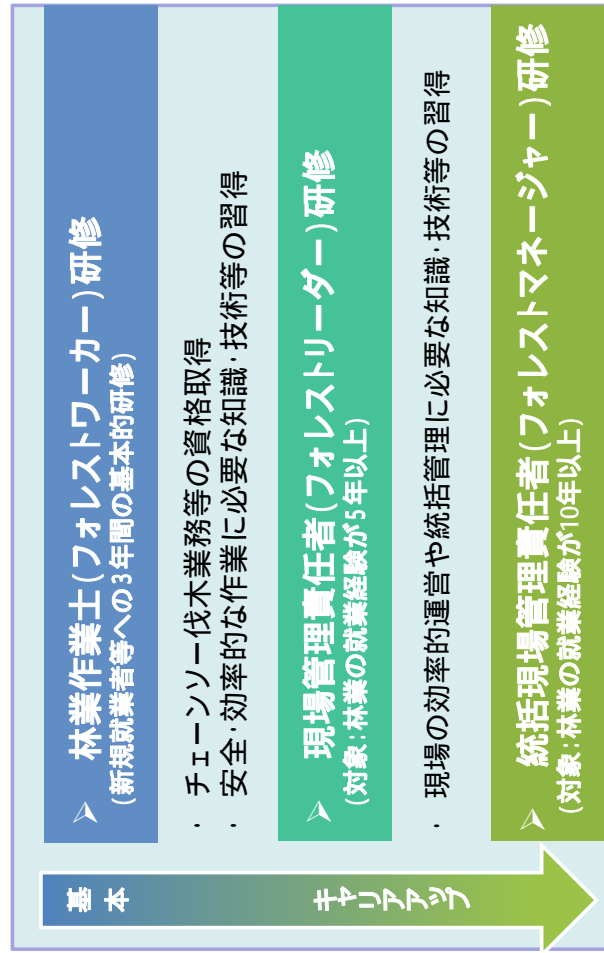
林業技術者・技能者の育成



現場技能者

- 総括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等
高い生産性・安全性を確保しながら林業の現場作業ができる技能者
- 森林作業道作設オペレーター、架線技能者
現地の状況に応じて森林作業道を作設できる技能者や高度な索張り技術を備えた架線技能者

「緑の雇用」による現場技能者の育成



持続的な森林・林業経営対策

【918(1,218)百万円】

対策のポイント

持続的な森林・林業経営の実現に向け、次世代架線系林業機械の開発、特用林産物の生産振興対策、林業者等の資金調達の円滑化等を推進します。

<背景/課題>

- ・我が国の森林・林業を再生し、持続的な森林・林業経営を確立するためには、低コストで効率的な作業システムの確立が不可欠です。
- ・とりわけ急傾斜地等での施業においては、架線集材による作業システムの必要性が高まっており、その基盤となる機械の開発に加え、技能者の育成が課題となっています。
- ・さらに、持続的な林業経営を実現するためには、きのこ類等の特用林産物の販売・利用拡大を図ることも重要です。

政策目標

素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合向上
(約5割(平成23年度) 約7割(平成31年度))
国産きのこ類の生産量447千トン(平成20年) 472千トン(平成27年)
林業者等の地域材利用、森林整備、経営改善等に必要な資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 次世代架線系林業機械開発等生産性向上事業 72(85)百万円
(1) 次世代架線系高性能林業機械等開発推進事業 65(77)百万円
IT技術等を活用し、安全性と省エネルギー性などに優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械等の開発を行います。

委託費
委託先：民間団体等

- (2) 低コスト造林技術実証・導入促進事業 7(7)百万円
伐採と地拵えの一体化による低コスト造林技術等を実証してデータを収集・整理し、導入促進に向けたノウハウの提案等を行います。

委託費
委託先：民間団体等

(関連対策)

- 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 5,683(6,055)百万円
急傾斜地等での効率的な架線集材を実現する高度な索張り技術等を備えた技能者の育成とともに、森林作業道作設オペレーターの育成強化を行います。

2. 特用林産物振興・新需要創出事業 21(25)百万円
(1) 新需要創出品目別支援 14(15)百万円
特用林産物の新たな需要の創出に向け、新規用途開拓など品目別の課題の解決に向けた取組を支援します。

補助率：1/2
事業実施主体：民間団体

- (2) 安全なきのこ原木安定供給体制構築支援 8(10)百万円
きのこ原木等の安定供給体制構築に向け、原木需給情報の収集・分析、コーディネーターによるマッチング等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 林業金融対策

- (1) 利子助成による地域材利用の促進 449(452)百万円
 地域材利用を促進するため、林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む意欲ある林業者等に対し、最大2%の利子助成を行います。

〔地域材利用促進緊急利子助成事業 融資枠：40億円
 補助率：定額
 事業実施主体：全国木材協同組合連合会〕

- (2) 無利子資金による森林整備の推進 62(338)百万円
 森林整備を推進するため、施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の日本政策金融公庫資金等と無利子資金(森林整備活性化資金)を併せて貸し付けることにより、金利負担を軽減します。

〔森林整備活性化資金利子補給金 融資枠：17億円
 補助率：定額
 事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金〕

- (3) 木材加工設備導入利子助成支援事業 5(10)百万円
 木材製品の付加価値化や経営の多角化等を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要資金の借入に対する利子助成を行います。

〔木材加工設備導入利子助成支援事業 融資枠：3億円
 補助率：1/2、2/3
 補助率2/3は木質バイオマス利用施設整備の場合
 事業実施主体：民間団体〕

- (4) 信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

- (ア) 林業信用保証の基盤強化 256(256)百万円
 林業者・木材産業者が資金調達を円滑に行うことができるよう、高水準にある代位弁済費の一部について支援を行うことにより、保証料の軽減を図ります。

〔森林・林業再生支援林業信用保証事業 補助率：定額
 事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金〕

- (イ) 低利運転資金による林業・木材産業の合理化の推進 53(53)百万円
 林業事業者等による事業の合理化等のため、低利運転資金の貸付を行います。

〔木材産業等高度化推進資金事業 融資枠：600億円
 補助率：定額
 事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金〕

お問い合わせ先：

1(1)の事業	林野庁研究指導課	(03-3501-5025)
1(2)の事業	林野庁整備課	(03-3502-8065)
2の事業	林野庁経営課	(03-3502-8059)
3(1)(2)及び(4)の事業	林野庁企画課	(03-3502-8037)
3(3)の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2290)

森林病虫害等被害対策

【940(930)百万円】

対策のポイント

森林病虫害等による森林被害対策として必要な取組を実施します。

<背景/課題>

我が国の森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現するためには、森林病虫害等被害対策を的確に実施する必要があります。

政策目標

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制(毎年度)森林・林業基本計画等に基づき、多様で健全な森林環境の保全を図り、森林の有する多面的機能の発揮を促進

<主な内容>

1. 森林病虫害等被害対策事業

(1) 森林害虫駆除事業委託

197(197)百万円

東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除自然環境等影響調査等を実施します。

(委託費)
委託先：都道府県

(2) 森林病虫害等防除損失補償金

2(2)百万円

農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

(補助率：10/10)
事業実施主体：国

(3) 森林病虫害等防除事業費補助金

670(677)百万円

(ア) 被害拡大地域対策事業(松くい虫防除)

従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。

(イ) 環境に配慮した松林保全対策事業

天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺の環境に配慮した防除対策を実施します。

(ウ) 政令指定病虫害等防除事業

せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置を実施します。

(補助率：1/2((ウ)ののねずみは北海道3/8それ以外1/3)
事業実施主体：地域協議会、都道府県、市町村)

2. 世界遺産の森林生態系保全管理の推進

71(54)百万円

世界自然遺産について森林生態系の保全管理に必要な調査等を実施します。特に、候補地である「奄美・琉球」の適切な保全管理を図るために必要な植生分布図を作成するとともに、森林生態系の保全に配慮した管理経営手法の開発を実施します。

(委託費、補助率：定額)
委託先、事業実施主体：民間団体等

(お問い合わせ先：
1の事業 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)
2の事業 林野庁森林利用課 (03-3501-3845))

花粉発生源対策の推進

【 1 0 2 (8 5) 百万円 】

対策のポイント

花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の供給拡大と山元での植替えを推進します。

< 背景 / 課題 >

- ・近年では国民の3割が罹患し国民病とも言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等国民経済上のマイナス要因となっています。
- ・スギの花粉症対策苗木の供給量は平成17年度の9万本から平成25年度には201万本と約22倍に増加していますが、平成25年度のスギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合は約1割という状況です。
- ・花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の供給量の増大を図るとともに、山元での植替えを推進していくことが必要です。

政策目標

スギの花粉症対策苗木の供給量

(201万本 (平成25年度) 1,000万本 (平成29年度))

< 主な内容 >

1. 花粉症対策苗木の供給拡大等 1 0 2 (8 5) 百万円
(1) ミニチュア採種園等の整備 1 2 (1 8) 百万円
花粉症対策苗木等の生産を目的としたミニチュア採種園の造成・改良等を支援します。
- (2) 種苗生産施設の体制整備 4 1 (5 0) 百万円
花粉症対策苗木の生産拡大に向けた育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援します。
- (3) コンテナ苗生産の技術研修 [新規] 1 9 (-) 百万円
花粉症対策苗木の生産を拡大するため、苗木生産者に対し、花粉症対策品種等のコンテナ苗生産の技術研修等を実施します。
- (4) コンテナ苗需給拡大 [新規] 1 0 (-) 百万円
花粉症対策品種等のコンテナ苗の生産や利用の拡大を図るため、苗木生産者、造林事業者、素材生産業者、行政、研究機関等が一堂に会して合意形成や条件整備等に取り組む協議会の設置・運営等を支援します。
- (5) 普及啓発活動の実施 [新規] 3 (-) 百万円
森林所有者や林業関係者に対する花粉発生源対策に係る普及啓発活動を実施します。
- (6) スギ・ヒノキ花粉飛散量推定の推進 1 6 (1 7) 百万円
スギ花粉発生源推定のためのスギ雄花の着花状況の調査及びヒノキ花粉発生源の推定に向けた実証調査を支援します。

補助率：定額、1 / 2
事業実施主体：都道府県、事業協同組合、農業協同組合、森林組合、民間団体等

[平成27年度予算の概要]

- 2 . 花粉発生源対策促進事業 [新規] 農山漁村地域整備交付金で実施
106,650(-)百万円の内数
 花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源とな
 っている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木の
 植栽に必要な経費の一部を支援します。

(関連対策)

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

菌類を活用したスギ花粉飛散防止液の高度化と実用的な施用技術の開発
5,238(5,217)百万円の内数

スギ花粉飛散防止剤の製品化や効果的な散布手法の開発等、スギ花粉の飛散防止
 技術の実用化に向けた研究を推進します。

(平成26~28年度、委託費)
 委託先 : (独) 森林総合研究所等)

お問い合わせ先 :

{	1 の事業	(1)	林野庁研究指導課	(0 3 - 6 7 4 4 - 2 3 1 2)
		(2) (3) (4)	整備課	(0 3 - 3 5 0 2 - 8 0 6 5)
		(5) (6)	森林利用課	(0 3 - 3 5 0 1 - 3 8 4 5)
	2 の事業		林野庁整備課	(0 3 - 3 5 9 1 - 5 8 9 3)
	関連対策の事業		農林水産技術会議事務局研究推進課	(0 3 - 6 7 4 4 - 7 0 4 4)

花粉発生源対策の推進

【平成27年度予算概算決定額 102(85)百万円】

【背景 / 課題】

スギ花粉症は今や国民の3割が罹患しているといわれており、花粉発生源対策を推進する必要。これまで少花粉スギ等の花粉症対策品種の開発・生産拡大等に取り組んできたが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合は約1割という状況。

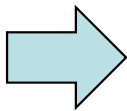
【対策のポイント】

花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の供給量の増大を図るとともに、山元での植替えを推進します。

【目標】

スギの花粉症対策苗木の供給量

201万本
(平成25年度)



1,000万本
(平成29年度)

花粉症対策苗木の供給拡大等



ミニチュア採種園等の
造成等への支援

種苗生産施設等の
整備に対する支援

生産技術習得・向上
の取組への支援



花粉症対策品種等のコンテナ苗の生産や利用の拡大に取り組み協議会への支援



森林所有者の花粉発生源対策への普及啓発
花粉発生源推定のための調査

花粉発生源対策促進事業 (花粉症対策苗木に対する 需要の喚起)



花粉発生源の立木の伐倒・除去を
支援



花粉症対策苗木について、コンテナ苗による植栽等を支援

平成27年度の水源林造成事業について (予 算 額)

1. 国費

(単位:億円)

区 分	H26	H27	
			対前年度比
一般会計	249	249	100%
復興特会	4	4	100%
計	253	253	100%
H26補正	13	—	—

2. 財政投融资資金

(単位:億円)

区 分	H26	H27	
			対前年度比
財 投	64	63	98%